

平成24年11月28日

まちづくり委員会委員 各位

まちづくり局長

所管事務の報告（南武線駅アクセス向上等整備事業の取組状況について）における
質問事項について

平成24年11月22日のまちづくり委員会においてご質問がありました、下作延
小学校に関する事項について、次のとおり回答いたします。

1 用地取得の際の国庫補助金の取扱い

下作延小学校用地につきましては、昭和58年3月15日に所有権移転を行い、所
有権移転後約29年が経過しております。

学校用地取得費補助金に係る財産処分については、平成20年6月18日付け
「学校用地取得費補助金に係る財産処分の承認等について（通知）」（文部科学省大臣
官房文教施設企画部長）により処理することとなっており、国庫補助事業完了後10
年以上経過した学校用地の無償による財産処分については、国庫納付を必要としない
ことを確認いたしました。

2 小学校建替え時における建ぺい率、容積率

下作延小学校敷地内に道路整備を行います。小学校用地については、第2種住居
地域に位置し、建ぺい率が60%、容積率が200%であるため、建替え時に支障が
ないと考えておりますが、将来の建替計画の際に支障とならないよう、教育委員会と
協議・調整してまいりたいと考えております。

担当 まちづくり局交通政策室鉄道交通対策担当
電話 044-200-2760 内線35801